

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3 - 47	墨田区いじめ問題対策協議会	
開催日時	令和4年2月9日(水)～3月29日(火)		
開催場所	教育委員会室		
委員数	32人(委員及び事務局職員)		
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(書面開催のため、傍聴できない)	傍聴者数	0人
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立学校におけるいじめの現状について 2 いじめの防止等の取組状況について 3 その他事項について 		
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 区立学校におけるいじめの現状 資料1 3 いじめの防止等の取組状況 (1) 令和3年度 区のいじめの防止等の取組について 資料2 (2) 意識啓発授業モデル指導案「脱いじめ傍観者教育」 資料3 4 意見・質問用紙 資料4 5 墨田区いじめ問題対策協議会委員名簿 資料5 6 組織体制表 資料6 7 墨田区いじめ防止対策推進条例 資料7 8 墨田区いじめ問題対策協議会規則 資料8 		

会議概要

(1) 会議の開催方法

今般の会議については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参集による会議開催を中止し、書面により開催した。

令和4年2月9日(水) 議事資料を全委員へ発送

2月18日(金)までに各委員から「意見・質問用紙」の提出

3月3日(木) 意見及び質問についての説明及び回答を全委員へ送付

3月10日(木)までに各委員から「議事内容確認」の提出

3月29日(火) 議事内容(修正版)を送付

(2) 委員の意見及び質問並びに所管部署の説明及び回答

ア 区立学校におけるいじめの現状について

【質疑応答】

(委員)

「SNS相談窓口」で令和2年11月から令和3年3月の5か月の期間で500件を超える相談があったという事ですが、すべての問い合わせに対応する事が出来たのでしょうか。また、個人の特定が難しいとのことですが、早期解決につながる一定の成果はありましたでしょうか。

(事務局)

全ての相談案件に対応しています。また、リスクレベルが低い場合であっても、自殺、危険な落ち込み、虐待、いじめ等については学校に情報提供を行い、連携を図ることで、早期対応・早期解決につなげています。

(委員)

事件化を検討すべき事案については、遅滞なく報告をお願いします。

(事務局)

承知しました。御指摘のような事案が出た際は、遅滞なく報告します。

(委員)

電話相談件数の合計は昨年より減少していますが、中学生の相談が元年度1件から3件に増加していることについて、区としての見解をお教えてください。

(事務局)

増加した相談については、直接いじめとは関係のない相談でしたが、引き続き相談しやすい環境づくりに努めていきます。

また、本区では「SOSの出し方に関する教育」を全小・中学校で行っています。子どもたちが大人に相談できる状況を多方面で整備してまいります。

(委員)

SNSだと相談しやすいのでしょうか。5か月間なのに電話相談の5倍近い相談件数がありましたが、自殺、自傷、危険な相談が70件近くあります。区としてどのように対処されたのでしょうか。また3年度は、このような「危険な相談」にど

のように対応されているのでしょうか。

(事務局)

SNSによる相談は現代の子どもたちにとって電話相談よりも安易に相談できる媒体であると考えます。自殺、危険な落ち込み、虐待、いじめ等については必要に応じて学校に情報提供を行い、連携を図ることで、早期対応・早期解決につなげています。今後も引き続き、軽微なものであっても見落とすことなく、学校への対応依頼や啓発を行ってまいります。なお、学校には匿名であることに配慮しながら対象児童・生徒への継続した見守りをお願いしています。

(委員)

スマホ等のデジタル機器の普及から、いじめの発見は難しくなっている中、各階層の先生方が軽微な事案を含め、認知しようと努めてくださっていることに感謝します。子どもの小さなSOSを見逃さないよう、今後も引き続き重層的な視点で見守っていただければと思います。

SNSの普及から、SOSが出せるツールとして、相談窓口を設置していただいていることについて、実際のアプリを知らない子もいますので、一人1台タブレットを持っている利点を大いに活用し、相談窓口の周知から、子どもが利用し、SOSが出しやすいツールとなるよう、引き続き改善をお願いします。

イ いじめの防止等の取組状況について

【質疑応答等】

(委員)

コロナ禍で難しい中、事業継続をお願いします。

(事務局)

引き続き、いじめ防止等のため事業に取り組んでいきます。

(委員)

啓発的な取組が多いように見受けられますが、人との触れ合いにより、多様性や人の気持ちの理解、排除ではなく包摂していくことにもつながりますので、子どもたちが様々な立場や年齢の人たちと触れ合える取組(体験活動、学習、福祉教育等)の充実が必要と考えます。

(事務局)

取組に関する御意見ありがとうございます。引き続き、御意見を踏まえて、取組を進めていきます。

(委員)

以前から、指定管理事業が取組の事業名として記載されていますが、指定管理事業は業務の一環ではないでしょうか。指定管理事業が、なぜいじめ防止の取組なのかお教えてください。

また、地域活動推進課の指定管理事業と指定管理事業の違いもお願いいたします。

す。

(事務局)

指定管理事業と記載がある事業は、区の直営の事業ではなく、指定管理者が施設等を管理運営しているため事業として記載しており、その事業の中で指定管理者と連携して、いじめ防止等に取り組んでいます。

なお、指定管理者事業と、指定管理事業に違いはないため、今後、表記を統一します。

(委員)

人権講演会・人権作文発表会の箇所の表記を訂正したほうが良いと思います。

(事務局)

御指摘ありがとうございます。主管課とも相談をして、資料2のとおり訂正させていただきました。

資料2 NO.1 人権同和・男女共同参画課の事業のうち、「人権講演会及び人権作文発表会」の「取組の内容」を以下のように訂正

(ア) 当初の表記

「区民向けの人権講演会において啓発を行う。また、区内中学校生徒による人権作文代表作品の朗読を行う。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)(前年度より継続事業)」

(イ) 修正後の表記

「区民向けの人権講演会において啓発を行い、併せて人権作文の代表作品の発表会を行う。(令和3年度、東京法務局・東京都人権擁護委員連合会が主催の人権作文コンテストは通常通り実施され、人権擁護委員と連携し墨田区代表作品の選定まで行われていた。しかし講演会及び発表会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。)(前年度より継続事業)」

(委員)

「脱いじめ傍観者教育」は、とても重要で良い取組だと思います。ただ、教材として実施すると他人事の話になってしまう可能性があります。可能であれば、子ども達に自分達で考えさせる「いじめ問題解決」についても、進めた方が良いと思っています。

具体的には、教材自体をクラスで作り、下の学年に実施します。もちろん、タブレットを活用します。動画で作成したり、パワーポイントを活用したり、工夫は沢山できます。そうすると、いじめ問題を自分事に考えられると同時に、プレゼン能力・資料作成能力・考えて工夫する能力の育成が、同時にできると思います。

(事務局)

具体的な御意見ありがとうございます。御意見も参考に、いじめを自分事として捉え、主体的に考える機会として、令和4年度より児童会・生徒会を中心とした取組を進めていく予定です。

(委員)

「脱いじめ傍観者教育」について中学1年を対象に実施したとのことですが、実施された時の生徒たちの様子やどんな意見があったのか興味深いです。出来れば小学校高学年を対象に実施すると効果が高い気がします。

(事務局)

実施後に行ったアンケートによりますと、「ドラマの話は現実にも起こりそうな話だと思った。」という質問に対して、8割の生徒が「とてもよくあてはまる」、「あてはまる」と回答をしており、自分事として授業を受けていた様子が伺えます。また、9割近くの生徒が「困っている人が相談しやすいサポートをしていきたい」と答えしていました。実施の対象学年に関しましては今後、研究していきます。

(委員)

「脱いじめ傍観者教育」の実施結果について可能であれば教えていただきたい。また、効果測定はとても難しいと思いますが、今後も継続して実施されるのでしょうか。

(事務局)

区内中学校10校で「脱いじめ傍観者教育」を行いました。実施後のアンケートでは「相談してみようと思った。」という意見が生徒から多く上がりました。いじめの早期発見・早期解決のために本取組は今後も継続していきます。

(委員)

資料3の「意識啓発授業モデル指導案 脱いじめ傍観者教育」は、いじめを許さないことにつながり、必要な取組だと思います。区立中学校1年生対象に、1学期のクラス作りにも、役立つと思います。

(委員)

附属中学校を併設しているため、資料3を参考にいじめの防止に努めたいと思います。

ウ その他事項について

【質疑応答等】

(委員)

相談窓口にご相談が多く寄せられていることから、いじめの傾向や背景が分かれば、学校での取組の参考になると思います。

(事務局)

その都度、学校に連絡し対応しています。また、いじめの傾向や背景が分かる具体的な事例については、研修会等で情報共有し、いじめ防止対策の一策として周知していきます。

	<p>(委員) 中学校 PTA 連合会としても、いじめ対策には、積極的にかかわっていきたいと思いますので、引き続き連携、協働についてお願いします。</p> <p>(委員) 今後も、行政と連携して、子どもが安心して生活できるよう、協力いたします。</p> <p>(事務局) 中学校 PTA 連合会、警察の皆様をはじめ、関係者の皆様には御協力いただきまして誠にありがとうございます。引き続き、連携、協働につきまして、御協力をお願いします。</p> <p>じめ、関係者の皆様には御協力いただきまして誠にありがとうございます。引き続き、連携、協働につきまして、御協力をお願いします</p> <p>(委員) 区立学校におけるいじめの認知件数は減少傾向にあり、区はいじめ防止対策が成果をあげているのではないかと考えられます。</p> <p>しかし、令和 3 年度の人権メッセージや人権作文では、いじめを受けた体験やインターネットによる誹謗中傷の問題をテーマとするものが少なからずありました。いじめと隣り合わせの「いじり」や「からかい」等はスマホ等の普及によって、陰湿化・潜在化していくとも考えられるので、いじめ防止等の不断の取組が必要と考えられます。</p> <p>小学校 4 年以上の一人 1 台のタブレット端末を活用し、SNS相談の普及を促進していただきたいと思います。</p> <p>また、同様のタブレット端末を活用した、民間会社のモデル指導案を基とする「脱いじめ傍観者教育」は画期的な取組であり、対象学年の拡大や学習活動のバリエーションの創意工夫などにより、拡充を図っていただきたいと思います。</p> <p>(事務局) 御意見ありがとうございます。タブレット端末等をさらに活用して SNS 相談の普及を促進していきます。その際、情報モラルについても併せて指導していきます。</p> <p>対象学年の拡大や学習活動の工夫についても検討しながら、引き続き、いじめ防止等の取組を一層推進していきます。</p> <p>以上</p>
所 管 課	教育委員会事務局庶務課